第

5035

뭉



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2014年)平成26年

7月 30日 水曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所(編集・発行:税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <a href="http://www.zeirishi-miwa.co.jp">http://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>

## ☆ 復興特別法人税の廃止

**Q**:復興特別法人税が廃止になるそうですが、いつまでですか。廃止に伴って何か変わることはありますか?

 $oldsymbol{A}$ :次のような取扱いになります。 【解説】

復興特別法人税は、当初、平成24年4月1日から平成27年3月31日までを指定期間と定め、この期間内における最初に開始する事業年度開始の日から同日以後3年を経過する日までの期間内の事業年度を対象として企業が低大が、法人税を減税し、その資金で企業が給与を上げ、消費税率のアップに伴う消費の低迷を防ぐとして、この指定期間を1年前倒しして平成26年3月31日までとしました。したがって、早いところであれば、平成26年3月31日が最後の復興特別法人税の申告ということになります。

なお、復興特別法人税は、東日本大震災からの復興財源として創設された税制ですが、 この他に同様の趣旨で設けられた復興特別所 得税というものがあります。

法人が復興特別所得税を支払った場合は、 復興特別法人税からそれを控除又は還付され る仕組みとなっており、この控除又は還付を 受けるためには、復興特別法人税の申告をし なければならないこととなっていたのですが、 復興特別法人税が廃止されることに伴って、 この取扱いが改正され、復興特別所得税は所 得税とみなして法人税から控除できることと されましたので、還付を受けるための復興特 別法人税の申告は不要とされました。







